

軽井沢町電動式刈払機等普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町における二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取組の一環として、エンジン式刈払機等（内燃機関を原動機とするものをいう。）から電動式刈払機等への切替えを促進するとともに、二酸化炭素の排出を抑制することに対する意識の高揚を図るため、予算の範囲内において、電動式刈払機等を購入するための費用に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、軽井沢町補助金等交付規則（昭和46年輕井沢町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、電動式刈払機等とは、電動機を原動機とする機械器具（内燃機関を内蔵するものを除く。）であって、次に掲げる種類のものをいう。

- (1) 刈払機
- (2) 芝刈機
- (3) チェーンソー
- (4) ヘッジトリマー
- (5) ブロワー

(交付対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、電動式刈払機等を購入した個人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該電動式刈払機等を購入する日において継続して1年以上、町内に住所を有し、又は町内に別荘を所有していること。
- (2) 補助金の交付の決定の日から5年以上継続して当該電動式刈払機等を使用する意思を有すること。
- (3) 属する世帯の全ての世帯員が、町税並びに水道料金及び下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。）を滞納していないこと。

2 補助金の交付の対象となる電動式刈払機等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業者から購入した新品のものであること。
- (2) この要綱の施行の日以後に購入したものであること。
- (3) 使用の本拠の位置が町内にあること。
- (4) 営利の目的のために使用するものでないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、電動式刈払機等の購入に要した費用の額（消費税額及び地方消費税額を除く。）のうち本体価格に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の世帯（住居を共にする者の集まりをいう。）につき1種類当たり1台の電動式刈払機等（複数の種類の電動式刈払機等にあつては、同じ日に購入したものに限る。）の購入を限度として行うものとする。ただし、町長が別に定める場合にあっては、この限りでない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、電動式刈払機等を購入した日から3月を経過する日又は電動式刈払機等を購入した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、電動式刈払機等普及促進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に申請するものとする。

- (1) 電動式刈払機等の購入に係る費用の領収書（申請者の氏名及び購入品目の名称が明記されているものに限る。）の写し
- (2) カタログその他の購入した電動式刈払機等の仕様が分かる書類のうち、電動式刈払機等の品名、型番及び使用電力その他の仕様が記載されている部分の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付をするかどうかを決定し、その結果を申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、補助金を交付することを決定したときは、その補助金の額を確定し、その旨を併せて通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）及び補助金の額の確定を受けた者は、電動式刈払機等普及促進補助金交付請求書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求者に対し、補助金を交付するものとする。

(協力)

第8条 町長は、交付決定を受けた者に対し、必要に応じて電動式刈払機等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(交付決定の取消し又は返還)

第9条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、又は期限を付して補助金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の日から5年を経過する日までの間に、当該電動式刈払機等を売却し、又は贈与したとき。
- (3) 交付決定の日から5年を経過する日までの間に、当該電動式刈払機等が第3条第2項第3号に該当しなくなったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情により同号に該当しなくなった場合を除く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。